

特別史跡藤原宮跡整備基本構想
(改訂版)

令和7年1月23日

文 化 庁

目次

【序章】 藤原宮跡の概要	2
【第 1 章】 本質的価値と構成要素	3
【1-1】 本質的価値	3
【1-2】 構成要素	3
【第 2 章】 整備の現状	5
【第 3 章】 整備基本方針（基本的理念）	6
【第 4 章】 整備における地区区分と整備の方向性	7
【4-1】 整備における地区区分の設定	7
【4-2】 整備の方向性	8
【4-3】 整備地区区分毎の整備の方向性	9
【第 5 章】 整備の方法	10
【5-1】 主として保存のための整備の方法	10
【5-2】 主として活用のための整備の方法	10
【第 6 章】 整備の進め方	12
【6-1】 段階的整備計画	12
【6-2】 関係の機関、団体との協力	12

<本基本構想について>

本基本構想は、平成 13(2001)年 2 月に文化庁が策定した「特別史跡藤原宮跡整備基本構想(H13)」に基づくと共に、平成 28(2016)年 3 月に橿原市が策定した「橿原市内史跡名勝保存活用計画書(H28)」を参考に、令和 7(2025)年現在の土地利用及び保存活用等の状況を反映し、関係機関と調整の上、「特別史跡藤原宮跡整備基本構想(H13)」を改訂するものである。

【序章】藤原宮跡の概要

概要

- ・ 藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8(694)年から和銅 3(710)年まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。
- ・ 四周を東西約 925m、南北約 907m の掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠、内側に内濠が設けられていた。外濠と藤原宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。
- ・ 四面には門が 3 箇所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿院が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。
- ・ 大宝元(701)年に大宝律令が制定され、官衙地区の改造が行われたが、藤原宮で成立した宮殿・官衙形式は、後の平城宮、平安宮にさらに発展した形態として受け継がれる。
- ・ 藤原宮で創造された宮殿・官衙形式は、律令国家の成立とその政治体制の態様を示し、また、それ以降の都城の発展を考える上で重要である。

指定状況

(所在地) 奈良県橿原市醍醐町・高殿町・別所町・四分町・飛驒町・法花寺町・縄手町・木之本町

(指定面積) 1,001,746.27 m² (令和 6 年 3 月)

- ・ 昭和 21(1946)年に藤原宮跡として史跡指定(大極殿院跡、朝堂院跡、朝集殿院跡及び回廊跡等)を受けた後、昭和 27(1952)年に特別史跡の指定を受け、昭和 52(1977)年以降、継続的に追加指定が行われている。
- ・ その間、昭和 45(1970)年には、特別史跡藤原宮跡を含む飛鳥地方の遺跡の調査、保存を国家的事業と位置づける「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」として閣議決定がなされ、この決定により奈良国立文化財研究所に飛鳥藤原宮跡発掘調査部が設置され、継続的に藤原宮跡の発掘調査が実施されることとなった。同研究所(2010 年以降は、(独)国立文化財機構奈良文化財研究所)による学術調査は現在も継続され、藤原宮の構造等を順次解明する成果をあげている。
- ・ 特に、平成 19(2007)年以降には、官衙跡や外周帯跡の追加指定がすすみ、令和 6(2024)年 3 月では、藤原宮跡の約 92%、中枢部(内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を内包する範囲)は全域が指定地となっている。

【第1章】本質的価値と構成要素

【1-1】本質的価値

- ・ 条坊を備えた我が国初の本格的都城である藤原京の中央に位置する宮殿・官衙跡である。
 - ・ 持統 8(694)年から和銅 3(710)年の平城京遷都までの 16 年間律令制に基づく中央集権国家としての政治が執り行われた。
 - ・ 大垣が四周を囲み、その中に宮殿・官衙の殿堂が機能的に配置され、宮殿において瓦葺礎石建ち建物が初めて採用された。
 - ・ 宮殿・官衙の造営過程を知ることができる遺構（先行条坊跡、運河跡、管理施設跡）がある。
 - ・ 宮殿・官衙の選地に役立った大和三山に囲まれ、三山への眺望を有する。
- ※ 指定説明文については、「橿原市内史跡名勝保存活用計画（H28）」p.67-72 を参照のこと。

【1-2】構成要素

特別史跡藤原宮跡を構成する要素

「橿原市内史跡名勝保存活用計画（H28）」を参考にした。

分類	諸要素	
ア 本質的価値を表す諸要素	① 地上に表出している地形	・ 大極殿跡（基壇跡と一体となった土壇状の地形）
	② 地下に埋蔵されている遺構・遺物	・ 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等の遺構 （宮殿・官衙跡 [東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約 925m、南北約 907m の範囲] の遺構） ・ 宮殿・官衙跡の造営過程を物語る遺構（先行条坊跡、運河跡、管理施設跡） ・ 遺物（礎石、瓦、土器、木製品等）
	③ 発掘された遺物	・ 遺物（瓦、土器、木製品等）
イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	・ 田園 ・ 醍醐、高殿、別所等の歴史的集落
ウ 本質的価値を表す諸要素と関わり調整が必要な諸要素	信仰関連施設	・ 鴨公神社（玉垣、鎮守の杜） ・ 小宮土壇（鎮守の樹）

分類		諸要素
エ その他の諸要素	① 保存管理のための施設	該当なし
	② 価値解説のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下遺構の表示施設 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部、東方官衙地区の一部 ・ 標柱サイン、解説サイン ・ ビジターセンター ・ 万葉歌碑（持統天皇御製歌）
	③ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内サイン ・ 多目的広場、遊歩道 ・ トイレ・ベンチ・日よけ ・ 来訪者用駐車場 ・ バス停（榎原市コミュニティバス等） ・ 樹木（多目的広場その他） ・ 花園植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等）
	④ 本質的価値と関わりのない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、水路、溜池等の土木構造物部分 ・ 電柱等地上の工作物 ・ 現代建築物（公共施設、集合住宅等）
オ 周辺に位置し、史跡と密接に関わる諸要素	① 歴史的風土、周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤原宮域から大和三山を望む眺望景観 ・ 史跡藤原京跡朱雀大路跡左京七条一・二坊跡右京七条一坊跡との一体感ある景観 ・ 万葉集に詠まれた整地された平坦地 ・ 飛鳥川
	② 史跡周辺の遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮及び寺院跡：藤原宮跡、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、木之本廃寺、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、小墾田宮推定地、吉備池廃寺、山田寺跡周辺、奥山廃寺 ・ 京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域、日高山瓦窯跡、日高山横穴

【第2章】整備の現状

今日までに実施されてきた整備状況について述べる。

- ・ 指定地には、特別史跡藤原宮跡の価値解説の施設としての遺構の名称や内容を示す標柱サイン・解説サインと来訪者の安全性、快適性に資する施設としての案内サインが各所に設置されており、国有地の拡大に伴い随時増設、更新が行われている。
- ・ 国有地において、藤原宮の大極殿跡周辺、大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）、西面南門跡、東面中門跡の一部について、建物の柱跡等を表す地下遺構の平面表示が整備されている。
 - ◇ 藤原宮の大極殿院跡周辺：鴨公小学校移転に伴い、昭和 51(1976)年度に大極殿及び朝堂院地区の第 1 次暫定整備計画を策定し、その跡地等を同年度～56(1981)年度にかけて盛土、凝灰岩による基壇縁の表示、芝張、植栽等の整備が実施された。
 - ◇ 大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）：昭和 56～57(1981～1982)年の奈良国立文化財研究所による藤原宮第 34 次調査で検出された、西南隅地域の大垣跡、外濠跡、内濠跡に関する成果を受け、昭和 60(1985)年度、63(1988)年度に藤原宮の外郭に関わる公園整備が初めて実施された。西南隅から南面にかけての大垣跡の盛土による表示、外濠、内濠跡の一部表示を行ったことにより、藤原宮の一角ではあるが、藤原宮域と構造が地上に表示されるようになった。
 - ◇ 西面南門跡：大垣跡の列柱及び西面南門の唐居敷の復元が実施された。「藤原宮の宮城門」として 2 か国語の解説サインが設置されている。
 - ◇ 東面中門跡：平成 24(2012)年の奈良文化財研究所の発掘調査により東面中門跡の一部が良好な状態で発見されたことを受け、平成 26(2014)年度に藤原宮の東限を表す地下遺構の平面表示が実施された。
- ・ 醍醐町自治会により、平成 7(1995)年に、北面西門跡において「傳藤原宮海犬養門趾」の解説サインが設置されている。水路中の礎石とともに、北限を表す唯一の解説サインである。
- ・ 橿原市により、特別史跡藤原宮跡の整備対策事業の一環として、所有者である文化庁との協議のもと、朝堂院四門の列柱表示が平成 18(2006)年度から実施され、(平成 23(2011)年度から通年実施)、藤原宮の重要施設の領域表示が行われている。
- ・ 持統天皇御製歌の「春過ぎて夏来るらし白妙の衣乾したり天の香具山」が記された万葉歌碑が、醍醐池堤に設置されている。
- ・ 来訪者の安全性、快適性に資する施設として、便益施設（仮設トイレを含む）が設置されている他、来訪者の増加する期間は駐車場としても利用可能な多目的広場が整備されているが、休憩施設の設置が求められている。
- ・ 特別史跡藤原宮跡内及び近隣には、(独)国立文化財機構奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、橿原市藤原京資料室といったビジターセンターが整備されており、藤原京の復元模型や出土遺物が常設展示されている。

【第3章】整備基本方針（基本的理念）

藤原宮跡は、歴史的、学術的に貴重な価値を有し、特に重要な都城跡の遺跡として特別史跡に指定されている国民の文化遺産である。

大和三山や飛鳥川に囲まれる田園風景の中に位置し、都城建設のために人工的に整地されたことを表す地形、南面に配置された朱雀大路をはじめとする藤原京の重要施設が密集する空間等とともに、将来も調和のとれた自然・文化的景観の中心として整備されることが望まれる。

よって、継続されている発掘調査等の研究成果に基づき遺構の万全な保存を図ると同時に、その位置、規模及び価値を示すための表示と解説サインの設置を主体としつつ、広大な範囲での活用と管理を継続的に行えるような整備とすることを基本方針とする。さらに、古代の荘園時代から続く歴史的集落や、条里制地割に由来する区画等の地形にも配慮する。

約 100ha に及ぶ広域な藤原宮跡の整備は、長期的かつ計画的に実施する必要があるため、過去・現在・将来の継続的な調査研究の成果を国民及び地域住民に還元し続けられることが求められるため、整備にあたっては、将来の調査研究の進展や社会状況、自然環境の変化に柔軟に対応できる手法を採用し、広く国民及び地域住民による参加・活用が可能なものとする。

なお、世界遺産としての価値にも配慮することとする。

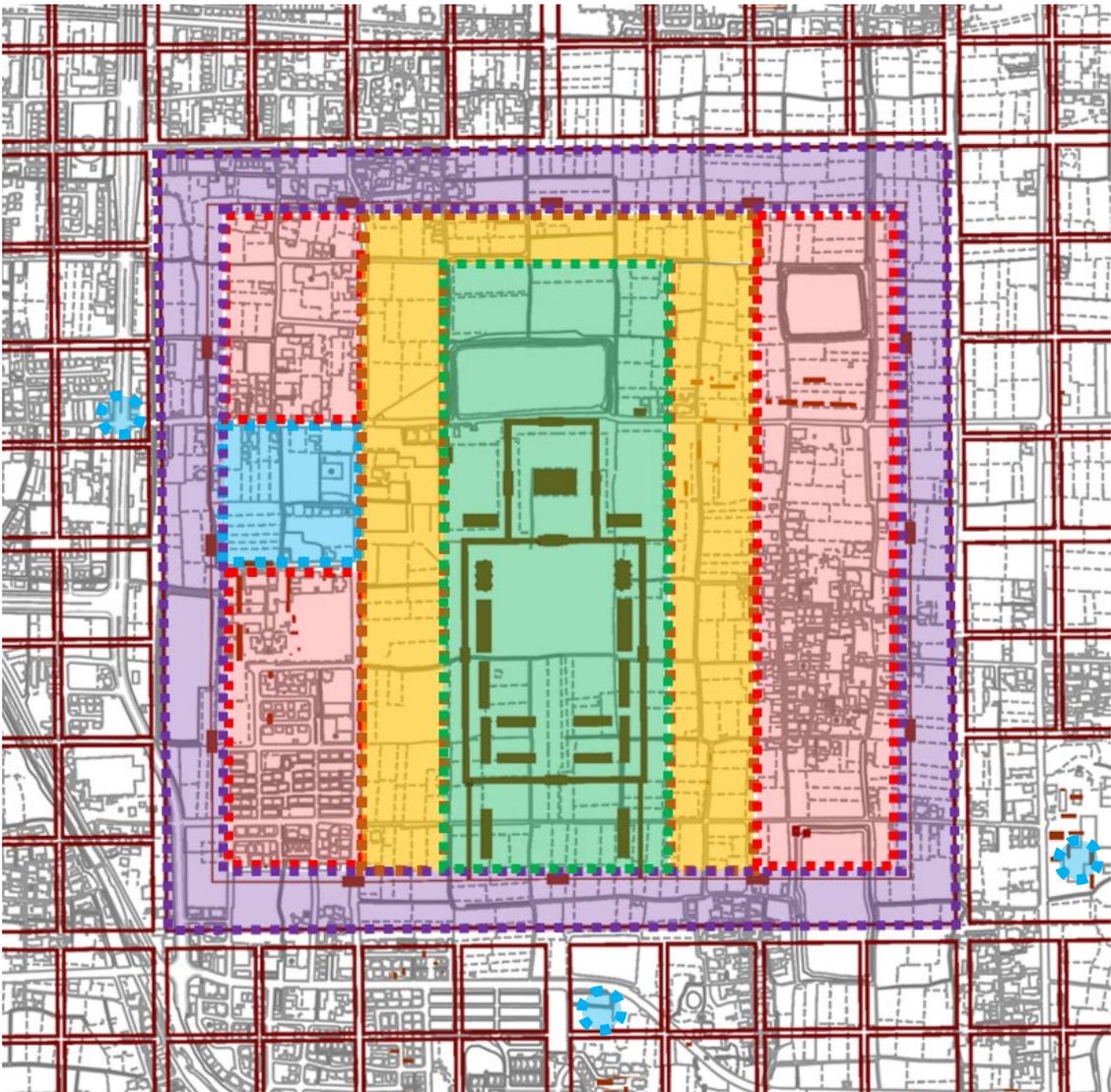
整備基本方針

- (1) 周辺の田園風景との調和を十分に考慮した整備を行う。
- (2) 遺跡の保存をより確かなものとし、歴史の理解をたすけ、継続的な活用と管理に配慮した整備を行う。
- (3) 地域住民をはじめ行政・関係機関及び来訪者の理解と協力のもとに整備を行う。
- (4) 飛鳥・藤原京域等の諸遺跡に関する調査・研究の進展に配慮し、広域的・長期的な視野のもとに計画的に整備を行う。
- (5) ユニバーサルデザインに配慮し、特別史跡藤原宮跡に関わる全ての人が安全・安心にすごせる整備を行う。

【第 4 章】整備における地区区分と整備の方向性

【4-1】整備における地区区分の設定

整備の方向性を示すにあたり、藤原宮の機能に基づき、中軸線に沿って北から内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院が配されていた殿堂地区（天皇の居所、政務・儀式の場）と、その東西の官衙から宮城門、大垣に至るまでの官衙地区（行政の場）に区分する。さらに官衙地区は、現在の土地利用状況等をふまえ、殿堂外郭エリア、集落エリア、利便施設エリア、大垣エリアに細分する。また、指定地外に設置が想定される案内施設等の位置を示す。



殿堂地区	官衙地区				案内施設等
	殿堂外郭エリア	集落エリア	利便施設エリア	大垣エリア	
					

整備における地区区分

【4-2】 整備の方向性

① 都城における宮殿・官衙跡の価値を伝える仕掛けづくり、解説の充実

- ・ 藤原宮域及び主要施設の建築物跡等を表現し、藤原宮の往時の大きさと姿を感じさせる工夫を行う。特に殿堂地区内の大極殿院、朝堂院、朝集殿院は、我が国における律令制に基づく中央集権国家が成立した舞台として最も重要であり、大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂等の位置や規模が理解できる遺構表示を行うといった整備が望ましい。内裏跡については調査事例が少なく、内裏に建てられた殿舎の位置、規模の表示が困難なため、当面は発掘調査による解明を待つとともに、大極殿院、朝堂院、朝集殿院と連携した表示を目指す。
- ・ 門及び大垣の一部が既に整備されている官衙地区については、藤原宮域が来訪者に理解されるような表示の検討を行い、当面は整備が完了した場所の位置や最新の発掘調査成果をもとにした官衙地区に関する解説の充実を図る。
- ・ 藤原宮の造営位置に関わる大和三山への眺望の確保を行う。
- ・ 藤原宮跡の南部から、藤原京跡方向（朱雀大路跡やその左右の平坦地と日高山丘陵（瓦窯））への眺望は良好なため、両者の連続性を体感できる整備を行う。

② 来訪者を魅了する風景づくり

- ・ 四季を通じて特別史跡藤原宮跡を美しく彩り、人々の来訪を積極的に促すとともに、藤原宮の広大さ、今に伝わる条里制地割による田園、『万葉集』に詠われた大和三山への眺望、地下に埋蔵されている遺構、遺物を適切に保存し、濠や藤原宮内に張り巡らされた水路網を連想させる水を生かした史跡整備の手法といった、特別史跡藤原宮跡らしい魅力を表現することで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。四季の美しい彩りには、現在の春、夏、秋の花の彩りに、「藤原宮」の名前に因んで藤を加えることで、土地の由来に根ざした初夏の風景づくりも可能である。

③ 周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・ 特別史跡藤原宮跡周辺の藤原京関係文化財との一体的な活用を目指し、情報提供のための整備を行う。また、平成 27(2015)年に「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」が最初の日本遺産となり、特別史跡藤原宮跡もその構成文化財に認定された。女帝や万葉歌人の女性の活躍をテーマとした情報提供等についても視野に入れる。

【4-3】整備地区区分毎の整備の方向性

地区区分毎の整備の方向性

地区	整備の方向性	
殿堂地区	藤原宮の中心にあたり、既にその大部分で国有化が完了しており、積極的な活用を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂の位置や規模が理解できる遺構表示を行う。 ・ 内裏跡については、当面は発掘調査による解明を待つとともに、上記と連携した表現を目指す。 	
官衙地区	藤原宮の実務空間（官衙等）で、国有地、田園と住宅地等が混在しており、官衙の広がり伝える解説機能の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有化を推進する。 ・ 周辺環境と調和した風景づくりを行う。 	
	殿堂外郭 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殿堂地区の緩衝エリアとして、殿堂地区の保存活用を補完するために、既存の地形や水系等を踏まえた環境整備を行う。
	集落 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条里制地割による田園や古代の荘園由来の歴史的集落については、その特徴を活かし、歴史の雰囲気誘う環境、景観の形成を行う。
	利便施設 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 檀原市藤原京資料室、文化庁管理施設（トイレ・警備員詰所・仮設駐車場）の機能を踏襲し、ガイダンス及び管理機能を併せ持つ利便施設の新設を検討する。
	大垣 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤原宮域が、来訪者に理解される解説機能の充実、大垣の遺構の表示を図る。

【第5章】整備の方法

【5-1】主として保存のための整備の方法

① 「地上に表出している地形」(要素ア-①)の保存のための整備

- ・ 大極殿跡基壇の遺構については、降雨等による表土流出を防ぐ必要がある。経過観察を行い、その成果を踏まえて、保護層の設置及びその被覆を伴う整備を行う。その際には、祠・樹木等についても配慮する。

② 「地下に埋蔵されている遺構、遺物」(要素ア-②)の保存のための整備

- ・ 現時点では保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。
- ・ 新たな整備を実施する場合には、水田や地下水等によっても良好な保護層が形成され、遺構、遺物が良好に保存されてきた経緯について配慮する。

③ 本質的価値の普及、啓発のための解説ツール(その他の要素-工)の充実

- ・ 解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、特別史跡藤原宮跡の重要性の周知を図る。

【5-2】主として活用のための整備の方法

① 【殿堂地区】殿堂地区の空間構成の表現、来訪者を魅了する風景づくり

- ・ 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院の殿堂や礎敷き、朱雀門等の遺構に基づく情報を地上に表示し解説サインを設置することで、殿堂地区の空間構成を伝える。
- ・ 四季の彩りを感じられるような植栽を利用した整備を実施し、1年を通じて人々の来訪を積極的に促す。

② 【大極殿院周辺】名勝大和三山を体感できる視点場の設置

- ・ 大極殿院周辺には、名勝大和三山への視点場を設置し、藤原宮が大和三山に囲まれた場所に位置することを伝える。

③ 【官衙地区】官衙地区の空間構成の表現、眺望景観を補完する風景づくり

- ・ 官衙遺構に基づく情報を地上に表示することで、藤原宮における官衙地区の空間構成を伝える。
- ・ 地形及び条里制地割に沿った水系や水田跡を尊重した水面を造成することで、来訪者に潤いとメリハリのある環境を提供するとともに、急激な雨水流出を抑制する。
- ・ 集落の周辺に多目的広場等を設け、史跡と集落の調和をはかる。

④ 【門】藤原宮の入口の表現

- ・ 藤原宮に計画的に配置された門の遺構を地上に表示することで、藤原宮の空間構成を伝えるとともに、動線の再現を図る。特に、藤原宮の南正面の門である朱雀門と藤原京の朱雀大路の遺構を一体的に地上に表示することで、朱雀門から藤原宮への入城を追体験できるようにする。

⑤ **【大垣】藤原宮域の表示**

- ・ 大垣の遺構の範囲を盛土や植栽によって地上に表示することで藤原宮の広大な規模を伝える。

⑥ **景観保全・修景**

- ・ 殿堂地区から名勝大和三山を眺望した時に望見される田園、建築物等の見え方について、全体が調和したものになるよう、宮域内・周辺に遮蔽植栽等を設置し、眺望景観の形成を行う。

⑦ **来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備**

- ・ 来訪者の安全性、快適性に資する施設として、園路・トイレ等の便益施設、四阿・ベンチ等の休養施設を必要に応じて設置する。
- ・ 誘導施設として、周辺アプローチ道や宮内見学動線沿いに誘導サインを設置する。
- ・ 来訪者のための仮設駐車場やレクリエーション、地域住民の利用に供する多目的な広場を設ける。
- ・ 特別史跡藤原宮跡の価値を損なわないようにバリアフリー化を実施する。

⑧ **ガイダンス施設等の整備**

＜ガイダンス施設＞

- ・ 当面の特別史跡藤原宮跡のガイダンス機能については、橿原市藤原京資料室及び(独)国立文化財機構奈良文化財研究所藤原宮跡資料室にて対応し、将来的には特別史跡藤原宮跡の管理機能等を考慮したガイダンス施設を整備する。
- ・ 新設については、独立した施設としての建設も考えられるが、既存の(独)国立文化財機構奈良文化財研究所藤原宮跡資料室やその他の公共施設との複合的な整備についても検討する。

＜駐車場及び案内施設＞

- ・ 特別史跡藤原宮跡西側の国道 165 号沿いと、南側の史跡藤原京跡朱雀大路跡左京七条一・二坊跡右京七条一坊跡隣接地は、それぞれ西・南方面からの特別史跡藤原宮跡へのエントランスとして位置づけ、駐車場及び案内施設の設置を検討する。
- ・ 駐車場及び案内施設については、活用上必要最小限の設置とするが、特別史跡藤原宮跡が広大であるため、それぞれの機能と規模を踏まえた連携運用を行い、景観等へ負の影響がないものとする。

＜管理施設＞

- ・ 年間を通して特別史跡藤原宮跡全体の維持管理を行う施設及び作業用のヤードを整備する。
- ・ 維持管理に必要な管理車両用の管理道路を必要に応じて設ける。
- ・ 溜池や水路等の危険箇所もあるため転落防止柵や境界柵等を適宜設ける。

【第 6 章】整備の進め方

【6-1】段階的整備計画

- ・ 特別史跡藤原宮跡全体の整備イメージは、第 4 章、第 5 章で示したような内容をめざすが、長期にわたって実施されることになるので、概ね 20 年程度を見通して整備計画を順次立てることとする。
- ・ 整備計画の策定にあたっては、追加指定、民有地の国有化事業、発掘調査事業、関係機関及び地域住民との合意形成の進展に合わせて、段階的整備計画を立て、整備事業全体の円滑な展開をはかることとする。
- ・ 発掘調査成果を踏まえて遺構表示等の整備を進める場合、表示内容（例：平面表示、半立体表示等）によって、必要となる調査内容が大きく異なるため、整備計画策定にあたっては、調査スケジュールとの整合について十分留意する。
- ・ 上記の段階的整備の実現のために、以下のような基礎的作業を継続する。
 1. 保存・整備すべき地域のうち、特別史跡に指定されていない土地の特別史跡への追加指定。
 2. 特別史跡藤原宮跡内の整備対象地にある民有地の国有化の推進。
 3. 特別史跡藤原宮跡内を通る道路・水路の整備方針の策定。
 4. 藤原宮に関する文献等の調査研究。

【6-2】関係の機関、団体との協力

- ・ 特別史跡藤原宮跡の整備に当たっては、文化庁、橿原市、奈良県、(独)国立文化財機構奈良文化財研究所、その他の関係機関・団体、地域住民の協力により、次のような課題について適切な解決が図られる必要があるため、その解決のために関係機関、団体との連絡を密にすることとする。
 1. 特別史跡藤原宮跡域内からの名勝大和三山に対する眺望の保全など、周辺地域の環境、景観の保全に関すること。
 2. 特別史跡藤原宮跡内の集落、営農、地域の市民生活との調整に関すること。
 3. 特別史跡藤原宮跡内外の道路・水路等に関すること。